

埼玉労働局発表  
令和6年11月13日(水)

【照会先】  
埼玉労働局労働基準部健康安全課  
課長 川又 裕子  
地方産業安全専門官 嶋田 敏晴  
(電話番号) 048-600-6206

報道関係者 各位

## 令和6年度埼玉年末年始無災害運動を実施 ～ 11月29日(金)に決起式を開催～

埼玉労働局(局長 片淵仁文)は、令和6年12月1日(日)から令和7年1月15日(水)までの間、「令和6年度埼玉年末年始無災害運動」として、下記1の取組を展開します。

年末年始は、様々な要因( )により、各職場の業務運営が通常と異なることとなり、労働災害防止に特別の配慮が必要となる時期となります。

本運動は、年末年始の期間に、事業者に対し、より一層の注意喚起等を行い、各職場の安全衛生意識を高め、自主的な安全衛生活動を促すことで、労働災害を防止することを目的として実施するものです。

事業場が一斉に操業を停止・開始することにより、大掃除や点検などの非定常作業が増加すること、建設工事量が増加し輻輳化すること、大量の輸送需要が発生し、交通機関等に旅客や貨物が集中すること、寒冷により路面が凍結することなどにより、通常の業務運営と異なる状況になることが想定されます。

本運動の開始にあたり、埼玉労働局と関係事業者団体は、11月29日(金)に、下記2のとおり、埼玉年末年始無災害運動の決起式を開催します。埼玉労働局は、これらの取組を通じ、年末年始の労働災害防止対策の推進を図ってまいります。

- 1 埼玉労働局、県内の各労働基準監督署の主な実施事項
  - (1) 埼玉年末年始無災害運動決起式の開催
  - (2) 労働災害防止団体、事業者団体等(137団体)に対する協力要請
  
- 2 令和6年度 埼玉年末年始無災害 運動決起式の概要
  - (1) 日時 令和6年11月29日(金)11:30～(30分程度)
  - (2) 場所 埼玉労働局14階 雇用保険説明会場  
さいたま市中央区新都心11-2 ランドアクシスタワー14階
  - (3) 出席者 一般社団法人埼玉労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会埼玉県支部  
埼玉住宅工事安全協議会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部  
一般社団法人埼玉県トラック協会  
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会  
一般社団法人埼玉県空調衛生設備協会  
一般社団法人埼玉県警備業協会  
一般社団法人埼玉県建設業協会  
一般社団法人埼玉県造園業協会  
一般社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会  
一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会

### 3 その他

当日取材していただける場合は、別添6の「取材申込票」でお申し込み下さい。

ご希望があれば、決起式の模様を収めた写真等を提供させていただくことも可能です。

別添1 令和6年度埼玉年末年始無災害運動実施要領

別添2 労働災害防止団体、事業者団体等（137団体）に対する協力要請文

別添3 年末年始チェックリスト（埼玉労働局）

別添4 令和6年度年末年始無災害運動

（中央労働災害防止協会作成リーフレット）

別添5 「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

別添6 取材申込票





## 令和6年度 埼玉年末年始無災害運動実施要領

埼玉県内の令和6年10月末現在の労働災害による休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）は、前年同期比で281人（5.5%）増加して5,386人であり、業種別では、製造業が前年同期比で1.6%の減少をしているものの、依然として、陸上貨物運送事業では同4.0%増加であり、商業でも同11.6%増加している。

また、転倒災害は製造業、建設業、第三次産業で増加傾向にある。

なお、死亡者数は令和6年10月末現在で、前年同期比で8人増加の24人であり、そのうち建設業が6人増加の8人と目立っている。死亡災害の事故の型では、交通事故が4人増加の9人、はさまれ・巻き込まれが6人増加の7人となっている。

こうした状況を踏まえ、建設業や陸上貨物運送事業、第三次産業をはじめとする労働災害増加への対応として、引き続き「埼玉第14次労働災害防止計画」にのっとった対策の推進が求められる。

特に年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるため、各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底など一層重要となる。また、転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

本運動により、各事業場において関係者が一丸となって安全衛生意識を高め、年末年始の安全衛生活動を展開することで、無事故・無災害で一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」の運動標語のもと本年度の「埼玉年末年始無災害運動」を展開する。

### 1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び県内各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

### 2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年1月15日まで

### 3 主唱者

埼玉労働局、県内各労働基準監督署

### 4 実施者

県内各事業場、労働災害防止団体、事業者団体



埼労発基1112第4号  
令和6年11月12日

関係団体 各位

埼玉労働局長  
(公印省略)

令和6年度 埼玉年末年始無災害運動の実施について(要請)

日頃より、労働行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も標記埼玉年末・年始無災害運動について、別紙1「令和6年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領」のとおり令和6年12月1日から令和7年1月15日までの間、実施することといたしました。

つきましては、別添1、2を活用し、同運動を周知していただくとともに、別紙1の6(19)「Safe Work SAITAMA」のロゴマークの活用について、貴会及び貴会会員等が作成するポスター、名刺、ヘルメット等への同ロゴマーク(下記ホームページからダウンロード可)の貼付に御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 別紙1 令和6年度埼玉年末年始無災害運動実施要領
- 別添1 チェックリスト(埼玉労働局)
- 別添2 令和6年度年末年始無災害運動リーフレット(中央労働災害防止協会)
- 別添3 「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

上記資料は、こちらの埼玉労働局ホームページアドレスからダウンロードできます。

( [https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/musaigai-undou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/musaigai-undou.html) )





# 年末年始に発生しやすい危険をチェック!

## 1 転倒の危険をチェック

- 通路や出入口、階段などに物を放置していませんか
- 作業場所・通路に水や油等がこぼれていませんか
- 滑りにくく脱げにくい靴を履いていますか
- 段差などの危険箇所をトラテープなどで見える化をしていますか
- 階段付近などで十分な明るさを確保していますか



## 2 腰痛の危険をチェック

- 重量物を取り扱う作業などの自動化・省力化を図っていますか
- 荷物を持ち上げる際の適切な作業姿勢・動作を理解していますか
- 人力で作業をする場合の重量は、男性は体重の40%、女性は25%以下としていますか
- 長時間、同じ姿勢や無理な体勢で作業していませんか
- 作業の合間などにストレッチを行っていますか



## 3 脚立作業時の危険をチェック

- 脚立や踏み台などは安定した場所に設置していますか
- 脚立の開き止め金具を確実にロックしていますか
- 脚立の天板上など不安定な姿勢での作業となっていないですか
- 荷物を持つての昇降とならないよう複数人で作業していますか
- 脱げにくく滑りにくい靴、ヘルメットを適切に着用していますか



## 4 非定常作業時の危険をチェック

- 動力の電源を切り、機械設備を完全に停止させていますか
- 点検作業時に必要な照度を確保していますか
- 起動スイッチに施錠をしていますか
- 操作盤等の近くに「点検中のため操作停止」などの表示をしていますか
- 無効にした安全装置、安全カバーなどを元に戻していますか



## 5 交通事故の危険をチェック

- 経路上の交通情報や気象情報を収集し出発前の準備をしていますか
- 急ハンドル、急ブレーキ、急発進をしていませんか
- 橋の上、カーブの手前など凍結しやすい場所で速度を落としていますか
- 自転車を使用する際にヘルメットをかぶり、安全運転を心掛けていますか
- 時間と心に余裕を持った運転をしていますか



年末年始は慌ただしく、職場での事故リスクが増加する時期です。確認結果を職場の仲間で共有し、危険を取り除き、明るい新年を迎えましょう!

令和7年1月1日から

労働者死傷病報告の電子申請が義務化されます!



厚生労働省

埼玉労働局





# 令和6年度 年末年始無災害運動実施要領

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

## 1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で54回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和5年の労働災害による死亡者数は755人と過去最少だったものの、休業4日以上の死傷者数は135,371人となり、3年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は29.3%となっており依然として増加傾向にある。また本年8月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）をみても、前年同期に比べて休業4日以上の死傷者数は、全体で1.5%増加しており、業種別では陸上貨物運送事業で1.8%、第三次産業で3.0%の増加、事故の型別では「転倒」で0.9%、「動作の反動・無理な動作」で2.4%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

## 2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年1月15日までとする。

## 3 運動標語

「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

## 4 主唱者

中央労働災害防止協会

## 5 後援

厚生労働省

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

## 8 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
  - 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
  - 2 安全衛生パトロールの実施
  - 3 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
  - 4 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
  - 5 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
  - 6 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
  - 1 KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
  - 2 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
  - 3 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
  - 4 転倒、墜落、転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
  - 5 火気の点検、確認など火気管理の徹底
  - 6 交通労働災害防止対策の推進
  - 7 過重労働をしない・させない職場環境づくり
  - 8 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のため健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
  - 9 感染症拡大防止対策の徹底
  - 10 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
  - 11 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
  - 12 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

# 年末年始 無災害運動

令和6年度  
年末年始無災害運動標語

今年もやります！  
基本作業の徹底  
年末年始も  
無災害

2024

12/1

2025

1/15

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work・Safe Life~

JISHA 中災防

中央労働災害防止協会 (中災防)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

[TEL] 03-3452-6449 [E-mail] koho@jisha.or.jp

お問い合わせは総務部 広報課まで

別添4



賛助会員募集中

特典

- 研究会が会員価格に
- 定期刊行物の配布

- 安全週間などにポスター等をお届け
- 会員専用サイトによる安全衛生情報の発信

# 年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

## 非常時作業時の災害を防ぐ!

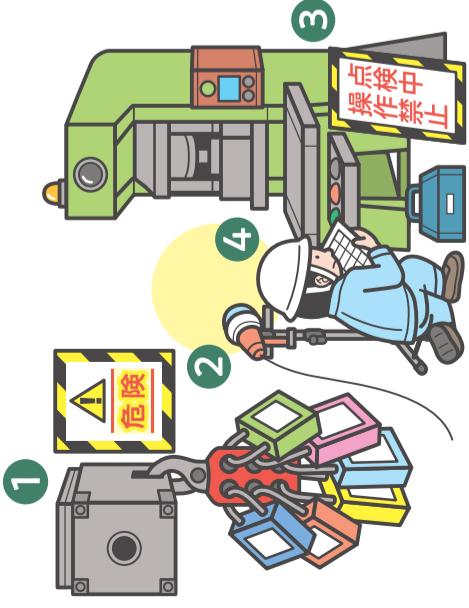
大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非常時作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

### 事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門と関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

### 作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



## 脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
- 2 脚立は水平な安定した場所に設置する。
- 3 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。
- 4 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体勢を安定させる。つま先立ちは危険!
- 5 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 6 脚立は原則として2m未満のものを使う。

## 健康管理をしっかりと

冬は身体が冷える上、年末年始は生活リズムも不規則になりがちで、体調を崩しやすくなります。いつも以上に健康状態に気を付けて、免疫機能を高める工夫をしましょう。



合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

作業が終了したら...

・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどを元に戻して、作業場を整理・整頓。  
・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

## 転倒に注意!

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながらない不安な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



### チェックしてみよう! 例えは...

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底が滑りやすくなっていないか
- 歩スモホルなど足元から注意がされる行動をしていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

## 冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

### 出発前の準備

・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。  
・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携帯する。

### 「急」のつく運転を避ける

・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って!

### 凍結しやすい場所に注意

・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。

### 車間距離を十分に確保する



## 「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



中災防 安全衛生図書・用品販売サイト  
<https://shop.jisha.or.jp>

ご購入はコチラ▶

## 「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

平成25年8月13日 制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (使用できる者)

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 埼玉労働局の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であるとき。

## (違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、埼玉労働局長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

## (補則)

第4条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、埼玉労働局長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成25年8月13日より施行する。

埼玉労働局長